

別表十四（八）の記載の仕方

この明細書は、法人が令和7年改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和7年旧法」といいます。）第63条第1項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定するリース譲渡について、令和7年改正法附則第17条第2項（リース譲

渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和7年旧法第63条第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。